

# アーバンデザイン会議九大 会則

(名称)

第1条 本会の名称をアーバンデザイン会議九大という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を九州大学新キャンパス計画推進室及び公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構におく。

(目的及び事業)

第3条 本会は、九州大学学術研究都市構想に掲げる「知・住・悠の舞台となる快適空間の形成」を支援するための提言を行うとともにまちづくり全般に関する情報発信と提言を行うことを目的とし、次に掲げる事業を行う。

1. 九州大学伊都キャンパスを核とするまちづくりに関する会議及びワークショップの開催
2. その他議長が必要と認める事業

(構成員)

第4条 本会の構成員は役員及び会議参加者とする。

(役員)

第5条 会議運営のため、次の役員を置く。

議長（1名）	本会議を統括し代表する
副議長（2名）	議長を補佐する
ディレクター（数名）	議長・副議長のもとで、会議を運営する
事務局長（1名）	具体的な役員会運営を統括する

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(会則の改正)

第7条 この会則の改正は役員の過半数の賛成をもって変更できる。

(施行)

第8条 この会則は、平成26年11月4日から施行する。